

## 雲仙市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 雲仙市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ①-1 施設(公共下水道事業)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (供用開始から16年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度適用予定)
処理区域内人口密度	2,875人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(千々石処理区)		
処理場数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

##### ①-2 施設(特定環境保全公共下水道事業)

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度 (供用開始から32年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度適用予定)
処理区域内人口密度	2,371人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3区(瑞穂処理区、吾妻処理区、雲仙処理区)		
処理場数	3箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

①-3 施設(農業集落排水事業)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (供用開始から16年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度適用予定)
処理区域内人口密度	3,845人/k㎡	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(愛野(西部)処理区、愛野(東部)処理区)		
処理場数	2箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

①-4 施設(小規模集合排水処理事業)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始から13年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度適用予定)
処理区域内人口密度	366人/k㎡	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(愛野(重尾)処理区、愛野(野平)処理区)		
処理場数	2箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

①-5 施設(特定地域生活排水処理事業)

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度 (供用開始から12年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (平成32年度適用予定)
処理区域内人口密度	2,210人/k㎡	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(下水道処理区域以外)		
処理場数	177基(平成27年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②-1 使用料(公共下水道事業)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,940 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,949 円
	平成26年度	3,020 円		平成26年度	3,046 円
	平成27年度	3,020 円		平成27年度	3,055 円

②-2 使用料(特定環境保全公共下水道事業)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	(瑞穂処理区及び吾妻処理区) 基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。  (雲仙処理区) 1人1日あたり25円				
業務用使用料体系の概要・考え方	(瑞穂処理区及び吾妻処理区) 基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。  (雲仙処理区) 第1種(ホテル、旅館、保養所): 一般宿泊者1人1日あたり75円、修学旅行生1人1日あたり55円、従業者等1人1日あたり25円				
その他の使用料体系の概要・考え方	(瑞穂処理区及び吾妻処理区) 基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。  (雲仙処理区) 第2種(飲食店、組合浴場等):1人1日あたり25円 第3種(官公署、集会場等):1人1日あたり30円				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,940 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,924 円
	平成26年度	3,020 円		平成26年度	3,002 円
	平成27年度	3,020 円		平成27年度	3,011 円

(注) 20㎡あたり使用料は瑞穂処理区及び吾妻処理区の情報を記載しています。

②-3 使用料(農業集落排水事業)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,190円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,486円
	平成26年度	2,250円		平成26年度	2,533円
	平成27年度	2,250円		平成27年度	2,538円

②-4 使用料(小規模集合排水処理事業)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金:4㎡まで380円、8㎡まで650円 超過料金:9㎡から20㎡まで120円、21㎡から100㎡まで150円、101㎡から170円 上記により算出した合計額に100分の108を乗じて得た額。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,190円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,312円
	平成26年度	2,250円		平成26年度	2,478円
	平成27年度	2,250円		平成27年度	2,431円

②-5 使用料(特定地域生活排水処理事業)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 電気代相当額:△1,000円 上記により算出した合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額(10円未満は切り捨てる)。				
業務用使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 電気代相当額:△1,000円 上記により算出した合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額(10円未満は切り捨てる)。				
その他の使用料体系の概要・考え方	基本料金:5㎡まで 1,000円 超過料金:1㎡につき 120円 電気代相当額:△1,000円 上記により算出した合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額(10円未満は切り捨てる)。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	1,890円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,057円
	平成26年度	1,940円		平成26年度	2,094円
	平成27年度	1,940円		平成27年度	2,098円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	環境水道部下水道課下水道班において下水道事業の管理を行っており、平成28年度現在職員数は課長1人、工務担当職員3人、総務担当職員4人の計8人です。
事業運営組織	平成17年度の合併時には瑞穂、吾妻、千々石処理区の建設事業があり、18年度には、下水道課全体で13人、課長1人、工務班7人、管理班5人の体制でした。 建設事業費の減少にあわせ減員し、完了の目途がついた平成27年度からは、下水道課全体で8人、課長1人、工務班3人、管理班4人の体制となりました。 また、平成28年度からは、工務班と管理班を統合し、下水道班とし両者が協力しやすい体系としています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の維持管理業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」(平成27年度)参照

--

## 2. 経営の基本方針

### ○計画的な改築・維持管理

100%に近い整備率となっており、今後の課題は起債償還を進めながら、法適用後には施設、設備更新投資の資金を蓄積し、計画的な改築・維持管理を図ることと考えています。

### ○地震対策の推進

下水道施設が被災した場合、公衆衛生問題や交通障害の発生ばかりか、トイレの使用が不可能となるなど、地域住民の健康や社会活動に重大な影響が生じます。重要な施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進します。

### ○経営基盤の強化

施設、設備の経過年数を考慮した長期的な収支計画及び具体的な取り組みを実施するための経営計画(経営戦略)を作成し、計画に沿った事業を実施して参ります。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成32年度までの瑞穂処理区、吾妻処理区に係る処理場増設等の認可計画に基づく事業に加え、雲仙処理区の長寿命化対策及び耐震化対策事業の策定・実施を含めた投資計画としています。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

##### ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

処理区域内人口減少や観光人口の低迷が見込まれ、使用料増加は困難な状況ですが、水洗化率の向上により減少率を小幅に抑える計画としています。

##### ・起債に関する事項

建設改良費については、平成32年度までは下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1づつを、平成33年度以降は下水道事業債を発行可能額の全額を発行する計画としています。

##### ・繰入金に関する事項

一般会計繰入金として給与費、退職手当負担金及び建設改良費の一部を計画しています。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費、委託費等の事業運営に係る費用については計画期間の流入量増加を考慮して毎年度小幅増加の計画としています。

・給与費等総務費については、現状の職員数による業務を前提として直近の総務費が継続する計画としています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点で検討は行っていないが、他団体の検討・実行状況を把握しながら、処理場の統廃合などの経営効率化方法を検討いたします。
投資の平準化に関する事項	長期的な工事計画作成により、将来の更新投資需要が集中する時期を特定し、事前の対応策を検討いたします。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で検討は行っていないが、他団体の検討・実行状況を把握しながら、民間資金・ノウハウの効果的活用方法を検討いたします。
その他の取組	なし

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	将来見込まれる人口減少及び観光人口低迷への備えとして、また、一般会計繰入金への低減を図るために使用料の見直しを検討いたします。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産の活用による収入増加について検討いたします。
その他の取組	なし

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点で検討は行っていないが、他団体の検討・実行状況を把握しながら、民間資金・ノウハウの効果的活用方法を検討いたします。
職員給与費に関する事項	適正な職員数及び配置について引き続き検討いたします。
動力費に関する事項	電力自由化の影響による動力費削減の可能性を調査いたします。
薬品費に関する事項	調達コスト削減の方法を検討いたします。
修繕費に関する事項	維持・更新に係る投資計画との関係を考慮しながら、可能な限り計画的な修繕を行います。
委託費に関する事項	適正な委託業務内容の維持を前提に、効果的かつ効率的な委託業務管理方法を検討いたします。
その他の取組	なし

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	PDCAサイクルを働かせるために、毎年度進捗管理を行うとともに、3～5年間の適切な時期に見直しを行います。次回見直しの時期は、平成32年4月1日に予定している法適化と合わせて検討いたします。
---------------------	---